

和光市駅北口土地区画整理事業

区画整理だより 第8号

平成22年
1月13日

迎春



新年あけましておめでとうございます。
地権者の皆様には、健やかに新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は、意向調査や土地区画整理審議会委員選挙の実施をはじめ、市政各般にわたり温かいご理解とご協力賜り、心より御礼申し上げます。

さて、今般市の財政は逼迫しており、歳入・歳出の全面的な見直しによる持続可能な財政構造づくりが急務となっております。

本年は、行財政改革の更なる推進を行い、市の財政の建て直しに務めてまいります。

こうした中で、駅北口地区の整備は、都市基盤整備の重要施策であり、地権者の皆様のご協力をいただきながら、地区の抱えている課題を一日も早く解決し、将来に向けて生活しやすく安全安心な

「快適環境都市」を目指して、駅北口土地区画整理事業の早期完成に向けて、職員共々鋭意努力してまいりますので、皆様方のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

皆様の今年一年のご多幸をお祈りいたしまして、新年のご挨拶といたします。

和光市長 松本 武洋

◎区画整理に関するお問合せ・ご相談は下記までお尋ねください。

〒351-0115 和光市新倉1丁目11番16号
「駅北口土地区画整理事業事務所」
TEL048-450-1602
FAX048-450-1603
mail:e0500@city.wako.lg.jp



第1回土地区画整理審議会を開催します。

駅北口土地区画整理審議会を下記の日程で行います。

1. 日時 平成22年1月19日（火）午後2時から
2. 場所 駅北口土地区画整理事業事務所 会議室
3. 議題 (1)会長及び会長代理の選出について
(2)議席の決定について

※審議会の傍聴を希望する方は、当日会議開始前30分前から5分前まで受付をします。当事務所までお越しください。
なお、傍聴希望者が定員（10名）を超えた場合には、抽選とします。

建築行為等は制限されています

現在、土地区画整理地区内では、事業の施行の障害となるような建築物の新築や改築、増築などの行為は制限されています。

原則として、仮換地指定がされ、換地が使用できるまでは建築行為などができません。

また、建築行為以外のブロック塀の新設や、駐車場の設置なども、施行者の許可が必要です。老朽化等によるリフォーム、修繕が必要な場合は、事前に事務所にご相談ください。

円滑な事業の推進にご協力
ください



Q&A

Q：なぜ、建築行為などが制限されているのですか？

A：事業計画で定めてある資金計画では、現状の建物をベースに移転補償費を積算しています。今後新築等が無計画に行われると、移転補償費が増大していき、事業が長期化していく恐れがあります。

また、現在仮換地や移転時期が未定であることから、建替えをしてもすぐ移転する可能性があり、権利者皆様の負担を最小限にするためです。